

市川市 下水道条例

一部改正のお知らせ



適切な下水道事業のため、「市川市下水道条例」の一部を改正しました。

市民のみなさまへの変更点

- ◆下水道を使用する場合の各種の届け出を条文に明記するとともに、下水道使用料の徴収までの手続きをわかりやすくしました。(平成28年12月28日から)
- ◆下水道の使用開始届が未提出であっても、市が下水道の使用実態を把握できれば下水道使用料を徴収できることをわかりやすくしました。(平成28年12月28日から)
- ◆正しい手続を行わなかった場合等、処分の対象となることがあります。(平成29年4月1日から)

事業者への変更点

- ◆排水接続申請の手続きが不適切であった場合、対象事業者への指導や処分強化により、再発防止策を図りました。(平成29年4月1日から)

今回の条例改正の対象となる方

INDEX

- ① 排水設備義務者
(業者へ工事を依頼する個人、ハウスメーカー等)
- ② 指定業者
- ③ 指定業者に所属する責任技術者
- ④ 市川市の指定を受けていない排水設備等業者
- ⑤ その他 (市民の方を含みます)

① 排水設備義務者(業者へ工事を依頼する個人、ハウスメーカー等)が守らなければならないこと



○排水設備工事は指定業者への依頼が必要です。

※指定業者リストは市川市HPで確認できます。

違反すると

事実の公表、5万円以下の過料

○排水設備工事を行うためには、指定業者を通して確認申請書の提出が必要です。

違反すると

事実の公表、5万円以下の過料

○排水設備工事は指定業者へ依頼した上で、法令に適合した設計により、工事を施工する必要があります。

違反すると

是正命令

○工事が完了した後は、速やかに完成届を提出し、市による検査を受ける必要があります。

違反すると

事実の公表、5万円以下の過料

② 指定業者が守らなければならないこと



○法・条例・規則で定める事項を守って手続きや工事を施工する必要があります。

違反すると

**指導、指定の取消し・停止、講習会への参加、
事実の周知、5万円以下の過料**

○確認申請に基づいた工事施工を行ってください。

違反すると

**是正命令、指導、指定の取消し・停止、
講習会への参加、事実の周知、5万円以下の過料**

○代表者や責任技術者の異動、事務所の移転等の変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出する必要があります。

違反すると

**指導、指定の取消し・停止、講習会への参加、
事実の周知、5万円以下の過料**

③ 指定業者に所属している責任技術者が 守らなければならないこと



○法・条例・規則で定める事項を守って、手続きや工事の施工が適正に行われるように監理する必要があります。

違反すると

**指導、市川市内で責任技術者としての
排水設備業務の禁止・停止、5万円以下の過料**

④ 市川市の指定を受けていない 排水設備等業者について

○市川市内で排水設備工事を行う際は、市川市の指定を受ける必要があります。

違反すると

**事実の公表、
5万円以下の過料**

正しい手続きを
お願いします！



～ 一般的な宅内排水設備 手続き・工事・下水道使用開始までの流れ ～

手続き・工事の流れ	責任者 ※	補 足 説 明	手続き・工事の不備等が発覚した場合の責任者に対する処分内容例 (下水道条例の一部改正)
(1) 指定業者の選定・契約	① 排水設備義務者	指定業者リストより排水設備の工事依頼業者を選定し、契約します。 ○指定業者リストは市川市HPで確認できます。 ○3社程度に見積りを依頼したうえでの指定業者の選定をお勧めします。	
(2) 排水設備新設等確認申請	① 排水設備義務者	申請書類の作成・手続きは指定業者が代行しますが、排水設備義務者が責任者となります。 申請しなかった場合や、申請前に工事着手した場合、処分対象となります。	①排水設備義務者 事実の公表・過料 (2回目以降の違反が処分対象)
(3) 審査・通知書	市川市	申請内容を審査し、内容に問題がなければ通知書を発行します。	
(4) 排水設備の工事着手届	② 指定業者 ③ 責任技術者 ④ 指定業者以外の工事を行った者	通知書発行後、工事着手届を届け出た後に排水設備工事を行うことができます。 届け出なかった場合や、届け出前に工事着手した場合、処分対象となります。	②指定業者 ③責任技術者 指定の停止・取消し 責任技術者の業務停止・禁止 事実の周知・過料 (2回目以降の違反が処分対象) ④指定業者以外の工事を行った者 事実の公表・過料
(5) 排水設備工事	① 排水設備義務者 ② 指定業者 ③ 責任技術者	(2)(3)で確認を受けた計画に基づき工事を施工しなければなりません。 確認を受けた計画に基づき工事していない場合や、排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していない場合、工事は是正のための必要な措置を命じることがあります。	①排水設備義務者 ②指定業者 工事は是正に必要な措置命令 ②指定業者 ③責任技術者 指定の停止・取消し 責任技術者の業務停止・禁止 事実の周知・過料 (2回目以降の違反が処分対象)
	① 排水設備義務者 ④ 指定業者以外の工事を行った者	指定業者以外の者に工事を行わせた場合や、指定業者以外の者が工事を行った場合、処分対象となります。	①排水設備義務者 事実の公表・過料 (2回目以降の違反が処分対象) ④指定業者以外の工事を行った者 事実の公表・過料
(6) 排水設備の工事完了届	② 指定業者 ③ 責任技術者 ④ 指定業者以外の工事を行った者	排水設備工事完了後、速やかに工事完了届を届け出なければなりません。 届け出なかった場合や、遅延して届け出た場合、処分対象となります。	②指定業者 ③責任技術者 指定の停止・取消し 責任技術者の業務停止・禁止 事実の周知・過料 (2回目以降の違反が処分対象) ④指定業者以外の工事を行った者 事実の公表・過料
排水設備完成届	① 排水設備義務者	完成届の届け出は指定業者が代行しますが、排水設備義務者が責任者となります。 届け出なかった場合や、遅延して届け出た場合、処分対象となります。	①排水設備義務者 事実の公表・過料 (2回目以降の違反が処分対象)
(7) 下水道使用開始届	① 排水設備義務者 ⑤ 又は 使用者	使用開始届を届け出ることにより、下水道を使用できるようになります。 届け出なかった場合や、届け出を拒否した場合、処分対象となります。	①排水設備義務者、又は⑤使用者 過料
(8) 検査	市川市	確認を受けた計画に基づき工事されているか、排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合しているか確認し、問題なければ検査証シールを発行します。	

※責任者について

- ① 排水設備義務者：建物や土地の所有者のことをいい、市民のみなさまなどが対象となります。
- ② 指定業者：市川市が指定した排水設備工事業者（詳細はHPをご覧ください）で、市民のみなさまの排水設備の工事を行います。
- ③ 責任技術者：指定業者に所属し、排水設備工事の監理を行います。
- ④ 指定業者以外の工事を行った者：排水設備工事を行ってはいけなくとも関わらず、工事を実施した業者などが対象となります。
- ⑤ 使用者：公共下水道を利用している者のことをいい、市民のみなさまなどが対象となります。

⑤ 下水道を使用されるときへの届け出について



- 公共下水道への接続工事が終了し、下水道の使用を開始されるとき、または下水道をすでに使用されている方が、同じ建物に新たな量水器（水道局のメーター）を設置するときは、「公共下水道使用開始等届」を提出する必要があります。

違反すると

5万円以下の過料

※なお、届け出がない場合でも、公共下水道を使用されている事実が確認された場合には、使用を開始された日まで遡って、下水道使用料をご負担していただくこととなります。

- 下水道の使用の態様を変更しようとするときは、「公共下水道使用態様変更届」を提出する必要があります。

例）井戸水を使用し下水道へ排除→井戸水を廃止して、水道水を使用し下水道へ排除 など

⑤ 共用給水装置による下水道使用料の算定の特例手続きについて

- アパート、マンションなどで1つの水道メーターを2世帯以上の入居者で共同使用（共用給水装置）し、下水道使用料の算定の特例を受けるときは、市へご相談の上、「共用給水装置等代表者選任届」を提出していただくこととなります。

※なお、特例の適用を受けるとかえって高額となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせ下さい。

⑤ 汚水排除量の減量の認定について

- 散水や漏水などにより、水道の使用水量と下水道への排除量が著しく異なるときは、汚水排除量の減量の認定を受けることができる場合があります。

※なお、減量の認定を受ける場合は、必要書類を添付した申告書の提出及び審査が必要となりますので、詳しくは担当課へお問い合わせ下さい。



市川市役所

水と緑の部 下水道経営課

〒272-0033 千葉県市川市市川南2-9-12

電話 **047-334-1111** (代表)